

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

## 1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条および第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を公示し、広く意見を求めるものとされています。

また、評価書作成者は、委員会規則第15条の規定に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることが定められています。このため、特定個人情報ファイルを保有している税務総合システムの評価書の見直しについて、県民の意見を募集します。

## 2 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指して、導入された制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施し、以後5年を経過する前に再実施します。

なお、当該評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

評価の対象は、「個人情報」保護にとどまらない、個人の「プライバシー」保護とし、個人の財産上の利益、その他法的に保護される権利利益を侵害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象となります。

評価の目的は、特定個人情報ファイルを取り扱ううえで、事後的な対応にとどまらず、積極的に事前対応を行うためであり、個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組むことを宣言したうえで、広く意見を求め、意見を反映したリスク対策により、特定個人情報ファイルを取り扱うことです。

## 3 特定個人情報保護委員会規則及び指針によるしきい値判断結果に基づき、評価を実施

委員会規則及び指針による「しきい値判断」（対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく判断。）の結果に基づき、「基礎項目評価及び全項目評価」を行うため、「基礎項目評価書」及び「全項目評価書」を作成します。

また、「全項目評価書」については、公示して、県民の意見募集を実施し、県民の意見を反映した評価書により第三者点検を行い、第三者点検の意見を反映した評価書を個人情報保護委員会に提出のうえ、評価書を公表します。

## 4 評価書の内容

- (1) 評価書名
- (2) 評価実施機関
- (3) 評価書の項目一覧
  - I 基本情報
    - (別添1) 事務の内容

- II 特定個人情報ファイルの概要  
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続  
(別添3)変更箇所

## 5 特定個人情報保護評価のスケジュール

時期	内容
～9月上旬	評価書「基礎項目評価書」作成 しきい値判断の結果「全項目評価書」作成
9月下旬～11月上旬	「全項目評価書」 パブリック・コメント意見募集実施
11月下旬～2月中	第三者点検実施「個人情報保護審議会」
3月中旬	特定個人情報保護評価書の提出・公表

## 6 評価実施後の再評価等

特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。  
また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。